

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年3月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500102号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500035号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の訂正期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における別表の訂正期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年8月13日
② 平成22年12月28日
③ 平成23年8月12日
④ 平成24年1月12日
⑤ 平成24年8月10日
⑥ 平成24年12月25日
⑦ 平成25年8月9日
⑧ 平成25年12月10日
⑨ 平成26年8月14日
⑩ 平成26年12月26日
⑪ 平成27年8月17日
⑫ 平成27年12月28日

請求期間①から⑫までについて、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑫までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者及び複数の同僚から提出された賞与に係る明細書、請求者の賞与振込口座に係る取引履歴（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間①から⑫までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑫までについて、賞与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、上記第3の1により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の1による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500102号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500035号

		1	2
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
① 平成22年8月13日	記録なし	34万6,000円	39万9,000円
② 平成22年12月28日		29万8,000円	35万2,000円
③ 平成23年8月12日		29万8,000円	35万2,000円
④ 平成24年1月12日		16万6,000円	20万円
⑤ 平成24年8月10日		5万8,000円	7万円
⑥ 平成24年12月25日		8万1,000円	10万円
⑦ 平成25年8月9日		13万円	16万円
⑧ 平成25年12月10日		25万5,000円	32万1,000円
⑨ 平成26年8月14日		32万6,000円	41万円
⑩ 平成26年12月26日		31万9,000円	41万円
⑪ 平成27年8月17日		34万7,000円	44万6,000円
⑫ 平成27年12月28日		35万4,000円	46万4,000円